

居宅療養管理指導とは

居宅療養管理指導とは、要介護状態になった場合でも、利用者ができる限り自宅で、自分の能力に合わせて自立した日常生活を送れるよう、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、または歯科衛生士などが、通院が難しい利用者のお宅を訪問して、心身の状況や置かれている環境などを把握します。それらを基に療養上の管理や指導を行うことで、その方の療養生活の質の向上を目指すサービスです。

居宅療養管理指導は医師や薬剤師などの医療職が定期的に利用者の健康管理や薬剤の指導などを行いますが、医療保険ではなく介護保険が適用されるサービスになっています。

各職種が行う居宅療養管理指導

居宅療養管理指導の事業を行うことができるのは、病院、診療所、薬局などです。

医師や歯科医師

医師や歯科医師は、計画的かつ継続的な医学的管理や歯科医学的管理を行います。また、居宅介護支援事業者へ居宅サービス計画の策定に必要な情報を提供し、居宅要介護者やその家族に、居宅サービスを利用する際の注意点や介護方法についての指導や助言を行います。このサービスは、訪問診療や往診を行った日に限られます。

薬剤師

薬剤師は、医師や歯科医師の指示に基づいて、薬学的な管理と指導を行います。また、居宅介護支援事業者へ居宅サービス計画の策定に必要な情報を提供します。薬局の薬剤師の場合には石井または歯科医師の指示に基づきその薬剤師が策定した薬学的管理指導計画を作成する必要があります。1ヶ月に2回を限度として算定できます。（薬局の薬剤師の場合には1ヶ月に4回が限度となります。）

管理栄養士

管理栄養士は、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者を訪問し、栄養管理に関する情報提供や指導、助言を30分以上行います。1ヶ月に2回を限度として算定できるものです。ただし医師が利用者の急な憎悪などにより一時的に頻回

の栄養管理を行う必要があるなどの特別な指示を行った場合にはその指示の日から 30 日間に限って 1 月に 2 回を超えて、さらに 2 回を限度として算定可能です。

歯科衛生士

歯科衛生士、保健師または看護職員は、訪問歯科診療を行う歯科医師の指示に基づき、口腔内や義歯の清掃、または摂食・嚥下機能に関する実地指導を行います。1 ヶ月に 4 回を限度として算定することができます。（癌末期の利用者については 1 ヶ月に 6 回限度）



栃木市からのお知らせ

健康保険証として使える！

マイナンバーカード 出張申請受付！

個人宅・事業所等
市内であればどこでも訪問します！



●準備するもの

・通知カード ※紛失した場合はご相談ください

・本人確認書類（A1点またはB2点）

A:運転免許証、旅券、障害者手帳（顔写真付き）、

運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）など

B:健康保険証、介護保険証、年金手帳（証書）、基礎年金番号通知書、

学生証、医療受給者証など

・住民基本台帳カード（お持ちの方）



STEP 1

申込

下記、「申込」の
電話番号に連絡



STEP 2

調整

訪問する日時や場所
などの確認



STEP 3

訪問

自宅等に担当スタッフが
訪問し、申請受付等対応



STEP 4

交付

カードの受取
（申請者本人宛に郵送など）



実施期間

令和7年3月まで 実施予定

対象

- ①身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方
- ②要介護認定を受けている方 ③その他外出が困難な方
- ④福祉施設等に入所されている方
- ⑤今まで作成する機会がなかった方

申込

栃木市マイナンバーカード出張申請受付電話番号
株式会社エイジェック（委託事業者）【担当】赤松

TEL: 090-9135-3800

（受付時間：平日9時から17時）

申請や受取に
市役所へ行かなくても
大丈夫！



詳しくはこちら



【お問い合わせ】 栃木市役所 総合政策課 TEL:0282-21-2173